

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 消費税及び地方消費税の更正並びに加算税の賦課
決定処分の取消請求事件

国側当事者・国(新宿税務署長)

令和4年4月12日棄却・控訴

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
被告	国
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	新宿税務署長 井出 政紀
指定代理人	別紙1 指定代理人目録のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

新宿税務署長が令和2年3月27日付けで原告に対してした、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税に係る更正処分のうち、納付すべき消費税額マイナス2059万8672円を超える部分及び納付すべき地方消費税額マイナス555万8348円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、清掃用品の製造販売及び不動産の賃貸等を業とする株式会社である原告が、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間(以下「本件課税期間」という。)の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)について、控除すべき仕入れに係る消費税額の金額(以下「控除対象仕入税額」ということがある。)を消費税法30条に規定する方法(以下「本則課税」という。)により計算して確定申告をしたところ、新宿税務署長(処分行政庁)から、原告は控除対象仕入税額の計算について同法37条1項に規定する方法(以下「簡易課税」という。)の適用を受ける旨を記載した届出書(以下「本件簡易課税届出書」という。)を提出しており、かつ、本件基準期間(本件課税期間の前々課税期間をいう。以下同じ。)における課税売上高が5000万円以下であることから、簡易課税により計算すべきであるとして更正処分(以下「本件更正処分」という。)及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件賦課決定処分」といい、本件更正処分と併せて「本件更正処分等」という。)を受けたことから、本件更正処分等の取消しを求める事案である。

- 1 関係法令等の定め

(1) 本件に関する消費税法（令和2年法律第8号による改正前のもの。以下、特に断らない限り同じ。）、消費税法施行令（令和2年政令第114号による改正前のもの。以下同じ。）の定めは別紙2-1及び2-2に記載したとおりである。

(2) 消費税額の計算方法及び簡易課税に係る制度の概要等

ア 消費税額の計算方法の概要は次のとおりである。すなわち、事業者がその課税期間（法人についての課税期間は原則として事業年度である〔消費税法19条1項2号〕。）中に国内において行った課税資産の譲渡等（同法2条1項9号）の対価の額が課税標準額となり（同法28条1項）、これに同法29条の税率を乗ずることによって、課税標準額に対する消費税額が算出される。そして、課税標準額に対する消費税額から控除対象仕入税額を控除して納付すべき消費税額を算出するところ、かかる控除の方法として、本則課税（同法30条）と簡易課税（同法37条）の二つの方法がある。

イ 本則課税の場合は、当該課税期間中に国内で行った仕入れ等の金額から課税仕入れ（消費税法2条1項12号）に該当しない取引に係る金額を差し引いて、課税仕入れに係る支払対価の額を算出する。その上で、課税仕入れに係る支払対価の額に消費税法30条1項所定の税率を乗ずることにより、控除対象仕入税額を算出することになる。

ウ 他方、簡易課税制度は、本則課税のように実際の仕入れに係る消費税額を計算することなく、売上げに係る消費税額（課税標準額に対する消費税額）を基礎として、控除対象仕入税額を簡易な方法により計算する制度である。

具体的には、事業者が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間（法人においては、その事業年度の前々事業年度をいう〔消費税法2条14号〕。）における課税売上高が5000万円以下である課税期間について、その課税標準額に対する消費税額（ただし、当該課税期間に係る同法38条1項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額がある場合は、その合計額を控除した金額）に、事業者が営む事業の区分に応じ、一定の割合（以下「みなし仕入率」という。）を乗じて計算した金額を、控除対象仕入税額とみなす制度である（同法37条1項）。みなし仕入率は、事業の区分を6つに分けた上で、最も高い第一種事業（卸売業）が100分の90であり、1つの区分ごとに100分の10ずつ減少していき、最も低い第六種事業（不動産業）が100分の40と定められている（消費税法37条1項、消費税法施行令57条1項及び5項）。その他、簡易課税に係る計算の詳細については、消費税法施行令57条において定められている。

エ 地方消費税額（譲渡割額）の課税標準額は、納付すべき消費税額となる（地方税法72条の82）。そして、この課税標準額となる納付すべき消費税額に地方税法72条の83所定の税率を乗ずることによって、その課税期間の納付すべき地方消費税額（譲渡割額）が算出される。

オ 簡易課税の適用を受けるための手続きについて

消費税法37条1項は、事業者が、その課税期間に係る基準期間の課税売上高が5000万円以下（ただし、平成3年法律第73号による改正前にあつては5億円以下、平成6年法律第109号による改正前にあつては4億円以下、平成15年法律第8号による改正前にあつては2億円以下）である課税期間について、簡易課税の適用を受けるためには、その事業者の納税地を所轄する税務署長に対し、簡易課税の適用を受ける旨の届出書（以下「簡易課税届出書」という。）を提出しなければならない、その提出があつたときは、提

出した日の属する課税期間の翌課税期間以後の課税期間から、簡易課税が適用される旨規定している。

カ 簡易課税の選択不適用について

消費税法 37 条 5 項は、簡易課税届出書を提出した事業者が、簡易課税の適用を受けることをやめようとするときは、簡易課税制度選択不適用届出書（以下、単に「不適用届出書」という。）を、その納税地を管轄する税務署長に提出しなければならない旨を規定し、同条 7 項は、不適用届出書を提出した日の属する課税期間の末日の翌日以後は、簡易課税届出書はその効力を失う旨を規定している。

キ 不適用届出書の不提出につきやむを得ない事情がある場合における税務署長の承認について

消費税法 37 条 8 項は、やむを得ない事情があるため、不適用届出書を、簡易課税の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日（以下「提出期限」ということがある。）までに提出できなかった場合における適用の特例について、政令で定める旨規定する。これを受けて、消費税法施行令 57 条の 2 第 2 項は、やむを得ない事情（以下、消費税法 37 条 8 項及び消費税法施行令 57 条の 2 所定のやむを得ない事情を、単に「やむを得ない事情」ということがある。）がある場合において、当該課税期間以後の課税期間につき簡易課税の適用を受けることをやめることについてその納税地を所轄する税務署長の承認（以下、単に「税務署長の承認」ということがある。）を受けたときは、当該事業者は、不適用届出書を提出期限までに当該税務署長に提出したものとみなす旨規定している。

また、消費税法施行令 57 条の 2 第 3 項は、税務署長の承認を受けようとする事業者は、受けることをやめようとする課税期間の初日の年月日、不適用届出書を提出期間までに提出できなかった事情その他財務省令（消費税法施行規則 17 条 4 項）に定める事項を記載した申請書（以下「不適用承認申請書」という。）を、当該事情がやんだ後相当の期間内に所轄税務署長に提出しなければならない旨規定している。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 原告について

ア 原告は、昭和 33 年 2 月 ●日に設立された、清掃用品の製造販売及び不動産の賃貸、売買、管理等を目的とする株式会社である（乙 1）。

イ 原告は、平成元年 9 月 30 日、新宿税務署長に対して、適用開始課税期間を平成元年 2 月 1 日から平成 2 年 1 月 31 日までとする簡易課税届出書（本件簡易課税届出書）を提出した（乙 2）。

原告が本件簡易課税届出書を提出した平成元年 9 月当時、原告の代表取締役は乙であり、甲（現在の原告の代表取締役。以下「甲代表」という。）が原告に入社したのは平成 4 年 4 月である。甲代表は、遅くとも平成 15 年 3 月頃には原告の代表取締役となり、以後現在までその職にある。（甲 3、4 の 1、乙 2）

(2) 原告の事業年度及び本件基準期間の課税売上高について

原告の事業年度（課税期間）は、かつては 2 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間であったが、平成 29 年に変更され、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間となった。原告

における上記変更前の最後の事業年度（課税期間）は、平成28年2月1日から平成29年1月31日まで（以下「平成29年1月課税期間」といい、他の課税期間についても同様に表記することがある。）であり、その次の事業年度（課税期間）が同年2月1日から同年3月31日までであり、その次が本件課税期間（同年4月1日から平成30年3月31日まで）である。（甲6、7）

原告の平成29年1月課税期間の課税売上高は、2752万1711円である（甲7）。

（3）本件課税期間前の原告の消費税等の申告状況等について

原告は、平成17年1月課税期間について簡易課税を適用して消費税等の申告を行っているが、それ以降の本件課税期間の前までの各課税期間については、基準期間の課税売上高がいずれも5000万円を超えていたため、本則課税を適用して消費税等を算出し、申告を行っている（弁論の全趣旨）。

原告においては、平成20年頃に経理責任者が丙（以下「丙」という。）から甲代表に交代したが、その際、原告が本件簡易課税届出書を提出している事実については事務引継がされず、甲代表は、かかる事実を認識しなかった（甲4の1、弁論の全趣旨）。

（4）本件課税期間に係る確定申告について

原告は、本件課税期間の消費税等について、本則課税で消費税等を計算した上で、確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を法定申告期限内である平成30年5月29日に提出した。本件確定申告書においては、別表1の「確定申告」欄のとおり、課税標準額が1858万1000円、控除対象仕入税額が2135万2149円、納付すべき消費税額がマイナス2018万1546円と記載されていた。（甲1）

（5）不適用届出書の提出について

原告は、本件課税期間の開始の日の前日（平成29年3月31日）までには不適用届出書を提出せず、平成30年9月10日に、新宿税務署長に対して不適用届出書（以下「本件不適用届出書」という。）を提出した（甲8）。

ただし、原告は、本件不適用届出書を提出するに当たり、不適用承認申請書を提出しておらず、税務署長の承認を受けていない（弁論の全趣旨）。

（6）本件更正処分等

新宿税務署長は、令和2年3月27日付けで、原告が簡易課税届出書を提出していること及び原告の本件基準期間（平成29年1月課税期間）の課税売上高が5000万円以下（2752万1711円）であることを理由に、本件課税期間の消費税等について、簡易課税を適用して計算し、本件更正処分等を行った。本件更正処分等においては、別表1の「更正処分等」欄のとおり、課税標準額が1887万9000円、控除対象仕入税額が50万8129円、納付すべき消費税額が68万1200円とされた。（甲2）

（7）本件訴えに至る経緯

ア 原告は、本件更正処分等に不服があるとして、令和2年6月11日付けで、その一部の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。本件審査請求において原告が主張した課税標準額等の金額は別表1の「審査請求」欄記載のとおりである。）をした。原告は、本件審査請求において、甲代表が原告に入社した平成4年4月より前に本件簡易課税届出書が提出されていたこと等から、甲代表は本件課税期間について簡易課税が適用されることを知らなかった旨主張していた。国税不服審判所長は、令和3年1月18日付け

で本件審査請求を棄却した。(甲 3、4 の 1 及び 2)

イ 原告は、令和 3 年 7 月 21 日、本件訴えを提起した (顕著な事実)。

3 税額等に関する当事者の主張

本件更正処分等における課税の計算に係る被告の主張は別紙 3 のとおりであり、原告は、後記 4 の争点に関する部分を除き、その計算の基礎となる金額及び計算方法を明らかに争わない。

4 争点

本件更正処分等の適法性 (具体的には、本件課税期間の消費税等の計算につき、簡易課税が適用されるか否か)

5 当事者の主張

争点に関する当事者の主張の要旨は、別紙 4 記載のとおりである。

第 3 当裁判所の判断

当裁判所は、本件課税期間の消費税等の計算については簡易課税が適用され、本件更正処分等は適法であるから、原告の請求は理由がないものと判断する。その理由の詳細は以下のとおりである。

- 1 (1) ア 前記関係法令等の定め (2) のとおり、事業者が簡易課税届出書を提出した場合において、提出の日の属する課税期間の翌課税期間以降、その課税期間の基準期間における課税売上高が 5000 万円以下であるときは、簡易課税が適用される (消費税法 37 条 1 項)。簡易課税の届出をした事業者が簡易課税の適用を受けることをやめようとするときは、所轄の税務署長に対し、適用をやめようとする課税期間の開始日の前日までに不適用届出書を提出しなければならないが、同日までにこれを提出できなかった場合には、「やむを得ない事情」がやんだ後相当の期間内に不適用承認申請書を提出して、所轄税務署長の承認を受けなければならない (消費税法 37 条 5 項ないし 8 項、消費税法施行令 57 条の 2 第 2 項ないし 5 項)。

イ 簡易課税が適用される場合、控除対象仕入税額の金額については、本則課税のように実際の仕入れ等の金額を元に算出されるのではなく、みなし仕入率によって算出されることになる。その趣旨は、中小事業者にとって煩雑である控除対象仕入税額の計算を、事務負担軽減の観点から簡便にするものであると解される。

ただし、ある課税期間において実際に納付すべき消費税額が、本則課税及び簡易課税のいずれによる方が大きいかは課税期間終了後に計算しなければ正確には判断し難いにもかかわらず、上記アのとおり、簡易課税の適用を受けようとする場合とその適用を受けることをやめようとする場合のいずれについても、その届出は、当該課税期間の開始前にしなければならないこととされている。

これは、簡易課税の趣旨は飽くまで中小事業者の事務負担の軽減であって、課税期間終了後に簡易課税の適用の有無を任意に選択することによって租税負担の回避・軽減を図ることまで許容する趣旨ではないことを明確にするものであると解される。すなわち、事業者が事務負担の軽減を重視して簡易課税を選択し、やむを得ない事情がないのに提出期限までに不適用届出書を提出しなかった結果、ある課税期間の消費税額が、本則課税の場合に比べて予想以上に増加することが後に判明した場合であっても、遡って簡易課税の不適用を選択することができるわけではない。

ウ 以上のような簡易課税制度の内容及び趣旨を踏まえると、やむを得ない事情（消費税法37条8項及び消費税法施行令57条の2）とは、天災又は人的災害で自己の責任によらないものに基因する災害が発生したことにより不適用届出書の提出ができない状態になったと認められる場合その他これに準ずる場合をいうと解するのが相当であり、少なくとも、当該事業者の不注意や法の不知等により不適用届出書を提出しなかった場合はこれに含まれないものというべきである。

(2) これを本件についてみると、原告は、新宿税務署長に対して平成元年9月30日に本件簡易課税届出書を提出しているところ、本件課税期間の開始の日の前日である平成29年3月31日までに不適用届出書の提出をしておらず、かつ、本件基準期間（平成29年1月課税期間）の課税売上高が5000万円を下回っている。そして、原告は、本件課税期間の消費税等の計算について不適用承認申請書を提出しておらず、所轄税務署長の承認を受けてもいない。（前提事実（1）イ、（2）、（4）、（5））

したがって、本件課税期間の消費税等の計算については、やむを得ない事情の有無にかかわらず、簡易課税が適用されることとなる。

この点をおいたとしても、前提事実（3）及び（7）によれば、原告が本件不適用届出書を提出期限までに提出しなかった主な理由は、平成20年に原告の経理責任者が甲代表に交代した際に本件簡易課税届出書に関する事務引継が十分に行われず、甲代表が本件課税期間について簡易課税が適用されることに気付かず、その適用の有無について十分な確認がされなかったことであると認められ、原告の責めに帰することができない事情はうかがえないから、やむを得ない事情があったということとはできない。

2 原告の主張について

(1) ア この点、原告は、本則課税が原則であり、簡易課税は飽くまで事業者の事務負担の軽減を目的とする例外規定であるところ、平成18年以降、原告は10年以上にわたり本則課税により申告しており、事務負担の軽減という恩恵を受けていないから、簡易課税届出書を提出していない事業者として扱われるべきである旨主張する。

しかしながら、租税法規はみだりにその文言を離れて解釈すべきでないところ、消費税法37条及び消費税法施行令57条の2においては、実質的に事務負担の軽減が生じていたか否かによって簡易課税の適用の有無を決定するものとはされておらず、上記1の説示に照らしても、原告の上記主張は採用することができない。

イ なお、原告は、本件課税期間の消費税等の計算について、改めて日付を訂正した不適用届出書及び不適用承認申請書を提出したい旨主張する。

しかしながら、本件不適用届出書は提出期限後に提出されたものであるから、日付を訂正して出し直したとしても提出期限内に提出したことにはならない。また、消費税法施行令57条の2第3項は、やむを得ない事情がある場合、不適用承認申請書を「当該事情がやんだ後相当の期間内」に所轄税務署長に提出しなければならない旨規定しているところ、原告が今後不適用承認申請書を提出したとしても、上記「相当の期間内」に提出したと認めるべきものといえるような事実の主張もない。

(2) ア 原告は、提出期限までに本件不適用届出書の提出をしなかったことについて、①原告が簡易課税届出書を提出してから本件課税期間までに30年近くが経過しており、また、原告が最後に簡易課税により申告を行ってから10年以上にわたり本則課税により消費

税等を計算して申告してきたこと、②原告においては、平成10年以降、課税売上高が5億円や2億円を超えた期はなく、また、収益の多くを担っていた本社ビルの解体及び新築工事という特殊要因があった平成29年1月課税期間（本件基準期間）から平成30年3月課税期間（本件課税期間）までの間を除き、課税売上高が5000万円を下回る期もなかったこと、③上記①及び②の状況から、平成20年頃に原告の経理責任者が丙から甲代表に交代した際、丙がその後も原告の課税売上高が5000万円を下回るとは考えず、簡易課税に関する事務引継等を行わなかったこと、④簡易課税に関する事務引継を受けなかった甲代表が、その後も原告が数年間にわたり本則課税により申告し続けてきた結果、本件簡易課税届出書が提出されていることに気付かなかったことからすれば、やむを得ない事情がある旨主張する。

イ しかしながら、本件課税期間の消費税等の計算について、原告が不適用承認申請書を提出せず、税務署長の承認を受けてもいない以上、やむを得ない事情の有無にかかわらず簡易課税が適用されるべきことは、前記1及び上記（1）において説示したとおりである。

ウ 上記イの点においても、上記アの原告の主張は、丙から甲代表への事務引継の不足や、甲代表が本件簡易課税届出書提出の事実気付かなかった理由について原告内部の事情を述べるものにすぎず、それが仮に事実であったとしても、これらはいずれも天災など原告の責めに帰することができない状態にあることにより不適用届出書の提出ができなかったものとはいえないのはもとより、これと同視すべき事情と評価することもできないから、やむを得ない事情があったとは認められない。

（3）そのほか、原告は、簡易課税に係る法令について、その適用基準となる課税売上高等の見直しに併せて簡易課税の適用を受けることをやめる際の手続についても見直しが行われるべきであった等と様々な意見を主張しているが、これらは立法論であって、前記1並びに上記（1）及び（2）の認定判断を左右するものではない。

3 上記説示したところに加えて弁論の全趣旨を総合すれば、本件課税期間の消費税等の計算について簡易課税を適用した本件更正処分及びこれに伴ってされた本件賦課決定処分はいずれも適法であって、これに反する原告の主張は、いずれも採用することができない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第51部

裁判長裁判官 岡田 幸人

裁判官 横地 大輔

裁判官 定森 俊昌

(別紙1)

指定代理人目録

岡部明寿香、芳村信夫、野間隆一朗、尾形信周、岡村秀直、新良昌也、山城愛弓

以上

5

○消費税法(令和二年法律第八号による改正前のも
の)

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一〜八(略)

九 課税資産の譲渡等 資産の譲渡等のうち、第六条第一項の規定により消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう。

十、十一(略)

十二 課税仕入れ 事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、

若しくは借り受け、又は役務の提供(所得税法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与等を対価とする役務の提供を除く。)を受け、若しくは貸し付け、又は当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもので、第七条第一項各号に掲げる資産の譲渡等に該当するもの及び第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるもの以外のものに限る。)をいう。

十三 事業年度 法人税法第十三条及び第十四条(事業年度)に規定する事業年度(国、地方公共団体その他これらの条の規定の適用を受けない法人については、政令で定める一定の期間)をいう。

十四 基準期間 個人事業者についてはその年の前々年をいい、法人についてはその事業年度の前々事業年度(当該前々事業年度が一年未満である法人については、その事業年度開始の日の二年前の日の前日から同日以後一年を経過する日までの間に開始した各事業年度を合わせた期間)をいう。

十五〜二十(略)

2〜4(略)

(非課税)

第六条 国内において行われる資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものには、消費税を課さない。

2(略)

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れにつき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2、3(略)

4 第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなる事業者が、その基準期間における課税売上高(同項に規定する基準期間における課税売上高をいう。第十一条第四項及び第十二条第二項を除き、以下この章において同じ。)が千万円以下である課税期間につき、第一項本文の規定の適用を受けない旨を記載した届出書とその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該提出をした事業者が当該提出をした日の属する課税期間の翌課税期間(当該提出をした日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間)以後の課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間を除く。)中に国内において行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、同項本文の規定は、適用しない。

5〜9(略)

(課税期間)

第十九条 この法律において「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 個人事業者(第三号又は第三号の二に掲げる個人事業者を除く。)
 - 一月一日から十二月三十一日までの期間
- 二 法人(第四号又は第四号の二に掲げる法人を除く。) 事業年度
- 三 四の二(略)
- 2 5 (略)

(課税標準)

第二十八条 課税資産の譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額(対価として收受し、又は收受すべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額を含まないものとする。以下この項及び第三項において同じ。)とする。ただし、法人が資産を第四条第五項第一号に規定する役員に譲渡した場合において、その対価の額が当該譲渡の時における当該資産の価額に比し著しく低いときは、その価額に相当する金額をその対価の額とみなす。

2 5 (略)

(税率)

第二十九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

(仕入れに係る消費税額の控除)

第三十条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が

免除される事業者を除く。)が、国内において行う課税仕入れ(特定課税仕入れに該当するものを除く。以下この条及び第三十二条から第三十六条までにおいて同じ。)若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額(当該特定課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。))及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

- 一 国内において課税仕入れを行つた場合 当該課税仕入れを行つた日
- 二 四(略)
- 2 5 (略)

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額(対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。))に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)をいい、第一項に規定する特定課税仕

入れに係る支払対価の額とは、特定課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額をいう。）をいい、同項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取った一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等（特定資産の譲渡等に該当するものを除く。）の対価の額の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

7-12 (略)

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第三十七条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、その納税地を所轄する税務署長にその基準期間における課税売上高（同項に規定する基準期間における課税

売上高をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）が五千万円以下である課税期間（第十二条第一項に規定する分割等に係る同項の新設分割親法人又は新設分割子法人の政令で定める課税期間（以下この項及び次条第一項において「分割等に係る課税期間」という。）を除く。）についてこの項の規定の適用を受ける旨を記載した届出書を提出した場合には、当該届出書を提出した日の属する課税期間の翌課税期間（当該届出書を提出した日の属する課税期間が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間である場合には、当該課税期間）以後の課税期間（その基準期間における課税売上高が五千万円を超える課税期間及び分割等に係る課税期間を除く。）については、第三十条から前条までの規定により課税標準額に対する消費税額から控除することができる課税仕入れ等の税額の合計額は、これらの規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とする。この場合において、当該金額の合計額は、当該課税期間における仕入れに係る消費税額とみなす。

一 当該事業者の当該課税期間の課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額の合計額を控除した残額の百分の六十に相当する金額（卸売業その他の政令で定める事業を営む事業者にあつては、当該残額に、政令で定めるところにより当該事業の種類ごとに当該事業における課税資産の譲渡等に係る消費税額のうち課税仕入れ等の税額の通常占める割合を勘案して政令で定める率を乗じて計算した金額）

二 当該事業者の当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金

額に係る消費税額の合計額を控除した残額

2 前項第二号の規定により、当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除しきれない金額があり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第一号に掲げる金額から控除してなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済金額」という。)があるときは、当該控除未済金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

3、4 (略)

5 第一項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき、又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 前項の場合において、第一項の規定による届出書を提出した事業者は、事業を廃止した場合を除き、同項に規定する翌課税期間の初日から二年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨の届出書を提出することができない。

7 第五項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日の属する課税期間の末日の翌日以後は、第一項の規定による届出は、その効力を失う。

8 やむを得ない事情があるため第一項又は第五項の規定による届出書を第一項の規定の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかつた場合における同項又は前項の規定の適用の特例については、政令で定める。

(課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについての確定申告)

第四十五条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)及び特定課税仕入れがなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

一 その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等(第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。)に係る課税標準である金額の合計額及びその課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額並びにそれらの合計額(次号において「課税標準額」という。)

二 課税標準額に対する消費税額
三 前章の規定によりその課税期間において前号に掲げる消費税額から控除をされるべき次に掲げる消費税額の合計額
イ 第二十一条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額
ロ 第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額
ハ 第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額
ニ 第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額
四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額
五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げる消費税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

除してなお不足額があるときは、当該不足額

六 その事業者が当該課税期間につき中間申告書を提出した事業者である場合には、第四号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間納付額を控除した残額に相当する消費税額

七 第四号に掲げる消費税額から中間納付額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額

八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

255 (略)

別表第一(第六条、第十二条の二、第十二条の三、第三十条、第三十五条の二関係)

一 土地(土地の上に存する権利を含む。)の譲渡及び貸付け(一時的に使用させる場合その他の政令で定める場合を除く。)

二以下(略)

○消費税法施行令(令和二年政令第百十四号による改正前のもの)

(土地の貸付けから除外される場合)

第八条 法別表第一第一号に規定する政令で定める場合は、同号に規定する土地の貸付けに係る期間が一月に満たない場合及び駐車場その他の施設の利用に伴つて土地が使用される場合とする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例)

第五十七条 次項及び第三項に定めるもののほか、法第三十七条第一項第一号に規定する政令で定める事業は、次の各号に掲げる事業とし、同項第一号に規定する政令で定める率は、当該事業の区分に応じ当該各号に定める率とする。

- 一 第一種事業 百分の九十
- 二 第二種事業 百分の八十
- 三 第三種事業 百分の七十
- 四 第五種事業 百分の五十
- 五 第六種事業 百分の四十

2 事業者の営む事業が前項各号に掲げる事業又は第四種事業のうち二以上の事業である場合には、法第三十七条第一項第一号に規定する政令で定める率は、次の各号に規定する残額の合計額(次項において「売上げに係る消費税額」という。)のうちに当該各号に掲げる金額の合計額の占める割合とする。

一〜六(略)

3、4(略)

5 前各項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第一種事業 卸売業をいう。
- 二 第二種事業 小売業をいう。
- 三 第三種事業 次に掲げる事業(前二号に掲げる事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。)をいう。

- イ 農業
- ロ 林業
- ハ 漁業
- ニ 鉱業

ホ 建設業

ヘ 製造業(製造した棚卸資産を小売する事業を含む。)

ト 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業

四 第五種事業 次に掲げる事業(前三号に掲げる事業に該当するものを除く。)をいう。

イ 運輸通信業

ロ 金融業及び保険業

ハ サービス業(飲食店業に該当するものを除く。)

五 第六種事業 不動産業(前各号に掲げる事業に該当するものを除く。)をいう。

六 第四種事業 前各号に掲げる事業以外の事業をいう。

七 売上げに係る税抜対価の返還等の金額 法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。

6 前項第一号の卸売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいうものとし、同項第二号の小売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を

変更しないで販売する事業で同項第一号に掲げる事業以外のものをいうものとする。

(中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例の適用を受ける旨の届出等に関する特例)

第五十七条の二 法第三十七条第一項の規定の適用を受けようとする事業者が、やむを得ない事情があるため同項の規定による届出書(以下この条において「簡易課税制度選択適用届出書」という。)を同項の規定の適用を受けようとする課税期間の初日の前日(当該課税期間が第五十六条第一項に規定する課税期間である場合には、当該課税期間の末日。以下この項、第三項及び第四項において同じ。)までに提出できなかった場合において、当該課税期間以後の課税期間につき法第三十七条第一項の規定の適用を受けることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は簡易課税制度選択適用届出書を当該適用を受けようとする課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

2 法第三十七条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする事業者が、やむを得ない事情があるため同条第五項の規定による届出書(事業を廃止した旨を記載した届出書を除く。以下この条において「簡易課税制度選択不適用届出書」という。)を法第三十七条第一項の規定の適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日までに提出できなかった場合において、当該課税期間以後の課税期間につき同項の規定の適用を受けることをやめることについてその納税地を所轄する税務署長の承認を受けたときは、当該事業者は簡易課税制度選択不適用届出書を当該適用を受けることをやめようとする課税期間の初日の前日に当該税務署長に提出したものとみなす。

3 前二項の承認を受けようとする事業者は、法第三十七条第一項の規定

の適用を受けようとし、又は受けることをやめようとする課税期間の初日の年月日、簡易課税制度選択適用届出書又は簡易課税制度選択不適用届出書を当該課税期間の初日の前日までに提出できなかった事情その他財務省令で定める事項を記載した申請書を、当該事情がやんだ後相当の期間内に、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

4 税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請をした事業者が簡易課税制度選択適用届出書又は簡易課税制度選択不適用届出書とその申請に係る課税期間の初日の前日までに提出できなかったことについてやむを得ない事情がないと認めるときは、その申請を却下する。

5 税務署長は、第三項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき承認又は却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

本件更正処分等における課税の計算に係る被告の主張

1 本件更正処分の根拠及び適法性

(1) 本件更正処分の根拠

ア 課税標準額 (別表2の①欄) 1887万9000円

上記金額は、次の(ア)及び(イ)の金額の合計額(国税通則法(以下「通則法」という。)118条1項の規定により1000円未満の端数を切り捨てた後の金額。)である。

(ア) 本件課税期間の消費税等の確定申告における課税資産の譲渡等の対価の額の合計金額

1858万1136円

上記金額は、原告が平成30年5月29日に新宿税務署長に提出した本件課税期間の消費税等の確定申告書(甲1)の付表2「課税資産の譲渡等の対価の額(4)」欄の金額である。

(イ) 本件更正処分において加算された課税資産の譲渡等の対価の額の合計金額

29万8824円

上記金額は、本件更正処分において、本件課税期間の課税標準額に加算又は減算された次のaないしfの合計金額である。

a 非課税とされていたBの駐車料 26万4815円

上記金額は、原告が本件課税期間の非課税売上げに計上していた駐車場の貸付けに係る収入28万6000円の税抜き金額である。当該金額は駐車場の貸付けに係るものであって、消費税法6条に規定する非課税売上げ(以下「非課税売上げ」という。)には該当せず課税売上げであることから、本件課税期間の課税標準額に含まれる金額である。

b 非課税とされていた不動産管理料 19万4445円

上記金額は、原告が本件課税期間の非課税売上げに計上していた、甲代表から収受した不動産管理に係る収入21万円の税抜き金額である。不動産管理料は、非課税売上げには該当せず課税売上げであることから、本件課税期間の課税標準額に含まれる金額である。

c 太陽光発電による余剰電力売却に係る対価 Δ 3160円

上記金額は、次の(b)から(a)を差し引いた金額である。

(a) 太陽光発電による余剰電力売却に係る対価のうち本件直前課税期間に計上すべき金額 15万2320円

上記金額は、原告が本件課税期間の課税売上げに計上していた太陽光発電による余剰電力売却に係る対価の金額のうち、検針日が平成29年3月29日であることから本件課税期間の直前の課税期間(以下「本件直前課税期間」という。)の課税売上げに計上すべき金額であり、本件課税期間の課税標準額には含まれない金額である。

(b) 本件翌課税期間に計上されていた太陽光発電による余剰電力売却に係る対価のうち本件課税期間に計上すべき金額 14万9160円

上記金額は、原告が本件課税期間の翌課税期間(以下「本件翌課税期間」とい

う。)の課税売上げに計上していた太陽光発電による余剰電力売却に係る対価の金額のうち、検針日が平成30年3月29日であることから本件課税期間の課税売上げに計上すべき金額であり、本件課税期間の課税標準額に含まれる金額である。

d 課税とされていたコイン精米機設置場所使用料収入 $\Delta 6万4815円$

上記金額は、原告が、本件課税期間の課税売上げに計上していた、コイン精米機設置場所使用料として収受した金額7万円の税抜き金額である。コイン精米機設置場所は、更地として貸し付けられたものであるから、土地の貸付けに該当し非課税売上げとなるため、本件課税期間の課税標準額には含まれない金額である。

e 株式会社Cの倉庫使用料収入のうち本件翌課税期間に計上されるべき金額

$\Delta 9万2593円$

上記金額は、原告が本件課税期間の課税売上げに計上していた平成30年4月分の倉庫使用料収入10万円の税抜き金額であり、本件翌課税期間の課税売上げに計上すべき金額であることから、本件課税期間の課税標準額には含まれない金額である。

f D株式会社の倉庫使用料収入に係る対価 $132円$

上記金額は、次の(a)から(b)を差し引いた金額である。

(a) 本件直前課税期間に計上されていたD株式会社から収受した倉庫使用料収入のうち本件課税期間に計上すべき金額 $48万5931円$

上記金額は、原告が本件直前課税期間の課税売上げに計上していたD株式会社から収受した倉庫使用料のうち、52万4805円の税抜き金額である。当該金額は平成29年4月分の倉庫使用料であることから、本件課税期間の課税売上げに計上すべき金額であるため、本件課税期間の課税標準額に含まれる金額である。

(b) D株式会社から収受した倉庫使用料収入のうち本件翌課税期間に計上すべき金額

$48万5799円$

上記金額は、原告が本件課税期間の課税売上げに計上していたD株式会社から収受した倉庫使用料のうち、52万4662円の税抜き金額である。当該金額は平成30年4月分の倉庫使用料であることから、本件翌課税期間の課税売上げに計上すべき金額であるため、本件課税期間の課税標準額には含まれない金額である。

イ 課税標準額に対する消費税額(別表2の②欄) $118万9377円$

上記金額は、前記アの金額1887万9000円に消費税法29条に定める税率100分の6.3の税率を乗じて算出した金額である。

ウ 控除対象仕入税額計算の基礎となる消費税額(別表3の④欄) $118万9377円$

上記金額は、前記イの金額と同額である。

エ 控除対象仕入税額(別表2の⑦欄、別表3の⑭欄) $50万8129円$

上記金額は、前記ウの金額118万9377円に、後記(エ)の率を乗じて算出した金額である。

原告は、平成元年9月30日に新宿税務署長に対して簡易課税届出書を提出しており、また、本件基準期間の課税売上高は5000万円以下(2752万1711円)であることから、簡易課税を適用して算出した金額が仕入れに係る消費税額等とみなされる。

したがって、本件課税期間においては控除対象仕入税額は簡易課税を適用して算出することとなるが、原告は2種類以上の事業を営んでいることから、本件課税期間に係るみな

し仕入率は、課税売上げに係る消費税額の内、それぞれの事業の課税売上高に係る消費税額の合計額に、それぞれのみなし仕入率を乗じて算出した金額の合計額の占める割合となる。

なお、簡易課税の適用においては、原告の営む太陽光発電による余剰電力を売却する事業（以下「太陽光発電事業」という。）は電気業であるから第三種事業に、コインランドリー業はサービス業であるから第五種事業に、不動産賃貸業、駐車場賃貸業、不動産管理業及びE機器設置業は不動産業であるから第六種事業に、それぞれ該当することから、これらの事業に係るみなし仕入率は、100分の70、100分の50及び100分の40となる。

(ア) 第三種事業に係る消費税額（別表3の⑯欄） 10万7870円

上記金額は、原告が営む事業の内、第三種事業に該当する太陽光発電事業に係る課税資産の譲渡等の対価の額171万2230円に、100分の6.3を乗じて算出した金額（1円未満の端数を切り捨てた後の金額。後記（イ）及び（ウ）において同じ。）である。

(イ) 第五種事業に係る消費税額（別表3の⑱欄） 209円

上記金額は、原告が営む事業の内、第五種事業に該当するコインランドリー業に係る課税資産の譲渡等の対価の額3333円に、100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 第六種事業に係る消費税額（別表3の㉑欄） 108万1357円

上記金額は、原告が営む事業の内、第六種事業に該当する不動産賃貸業に係る課税資産の譲渡等の対価の額1668万9937円、駐車場賃貸業に係る課税資産の譲渡等の対価の額26万4815円、不動産管理業に係る課税資産の譲渡等の対価の額19万4445円及びE機器設置業に係る課税資産の譲渡等の対価の額1万5200円の合計額1716万4397円（別表3の⑫欄）に、100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(エ) みなし仕入率 42.7223490797319パーセント

上記の率は、前記（ア）ないし（ウ）にそれぞれのみなし仕入率を乗じて算出した金額の合計額50万8155円を、前記（ア）ないし（ウ）の合計額118万9436円で除して算出した率である。

オ 合計差引税額（別表2の⑩欄） 68万1200円

上記金額は、納付すべき消費税額で、前記イの金額118万9377円から、前記エの金額50万8129円の金額を控除した後の金額（通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数を切り捨てた後の金額。後記コにおいて同じ。）である。

カ 地方消費税の課税標準となる消費税額（別表2の⑭欄） 68万1200円

上記金額は、前記オの金額と同額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

キ 合計差引譲渡割額（別表2の⑱欄） 18万3800円

上記金額は、納付すべき譲渡割額で、前記カの金額68万1200円に、地方税法72条の83に定める地方消費税率63分の17を乗じて算出した金額（100円未満の端数を切り捨てた後の金額）である。

ク 既に納付の確定した本税額（別表2の⑩欄） $\Delta 2018$ 万1546円
上記金額は、本件課税期間の確定申告書（甲1）「控除不足還付税額（8）」欄に記載の金額である。

ケ 既に納付の確定した譲渡割額（別表2の⑪欄） $\Delta 544$ 万5814円
上記金額は、本件課税期間の確定申告書（甲1）「譲渡割額還付額（19）」欄に記載の金額である。

コ 消費税等の納付税額の合計額（別表2の⑫欄） 2649 万2300円
上記金額は、前記オ及びキの合計額からク及びケを差し引いた金額である。

（2）本件更正処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する原告の本件課税期間の納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額の合計額は、 2649 万2300円（前記（1）コ）であるところ、当該金額は、本件更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額の合計額と同額であるから、本件更正処分は適法である。

2 本件賦課決定処分の根拠及び適法性

（1）本件賦課決定処分の根拠

通則法65条1項は、期限内申告書が提出された場合において、更正等がされ、当初の申告に係る税額よりも更正等後の税額が上回ることとなったときには、その更正等により納付すべき税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税を課する旨規定し、同条2項は、更正等により納付すべき税額が期限内申告税額に相当する金額と50万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する税額に100分の5の割合を乗じて計算した金額を加算する旨規定している（なお、地方消費税に係る加算税は、消費税の例によることとなり（地方税法附則9条の4。ただし、令和2年法律第5号改正前のものをいう。地方税法附則9条の9についても同じ。）、その計算は消費税及び地方消費税の合算額によってされる（同附則9条の9）。

前記1（2）のとおり、本件更正処分は適法であるところ、本件更正処分によって原告が新たに納付すべき税額の計算の基礎となった事実のうち、本件更正処分前における税額の計算の基礎とされていなかったことについて通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件更正処分に伴って原告に賦課されるべき本件課税期間の消費税等に係る過少申告加算税の額は、 394 万8500円である。

上記金額は、通則法65条1項及び2項の規定に基づき、本件更正処分により原告が新たに納付すべきこととなった税額 2649 万円（ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数金額を切り捨てた後のもの。後記において同じ。）に100分の10の割合を乗じて算出した 264 万9000円と、本件更正処分により新たに納付すべき税額 2649 万2300円のうち50万円を超える部分に相当する金額 2599 万円に100分の5の割合を乗じて算出した 129 万9500円との合計額である。

（2）本件賦課決定処分の適法性

被告が本件訴えにおいて主張する本件更正処分に伴って原告に課されるべき過少申告加算税の額は、前記（1）のとおり 394 万8500円であるところ、上記金額は本件賦課決定処分における過少申告加算税の額と同額であるから、本件賦課決定処分は適法である。

当事者の主張の要旨

(被告の主張の要旨)

- 1 原告は、新宿税務署長に対して、平成元年9月30日に簡易課税届出書を提出しているところ、本件課税期間の開始の日の前日である平成29年3月31日までに不適用届出書を提出しておらず、かつ、本件基準期間（平成29年1月課税期間）の課税売上高が5000万円を下回っている。そして、原告は、不適用承認申請書を提出しておらず、税務署長の承認を受けていない。

したがって、原告の本件課税期間の消費税等の計算については、簡易課税が適用される。

- 2 原告は、原告が本件不適用届出書を提出期限までに提出しなかったことにやむを得ない事情がある旨主張するが、不適用承認申請書を提出せず、税務署長の承認を受けていないのであるから、やむを得ない事情の有無にかかわらず、簡易課税の適用は排除されない。

この点をおくとしても、消費税法基本通達13-1-5の2は、消費税法37条8項に規定する「やむを得ない事情」の意義については消費税法基本通達1-4-16によることとしており、消費税法基本通達1-4-16は、やむを得ない事情とは、①震災、風水害、雪害、凍害、落雷、雪崩、がけ崩れ、地滑り、火山の噴火等の天災又は火災その他の人的災害で自己の責任によらないものに基因する災害が発生したことにより、不適用届出書の提出ができない状態になったと認められる場合、②上記①に規定する災害に準ずるような状況又は当該事業者の責めに帰することができない状態にあることにより、当該届出書の提出ができない状態になったと認められる場合、③その課税期間の末日前おおむね1月以内に相続があったことにより、当該相続に係る相続人が新たに消費税法9条4項の届出書を提出できる個人事業者となった場合、④上記①ないし③に準ずる事情がある場合で、税務署長がやむを得ないと認めた場合としている。

しかるところ、原告が不適用届出書を提出期限までに提出しなかった主な理由は、経理担当者が交代した際に十分な事務引継が行われなかったことや現在の経理担当者による確認不足等であるから、上記各通達にいうやむを得ない事情には該当しない。

(原告の主張の要旨)

- 1 控除対象仕入税額の計算方法については、本則課税が原則であり、簡易課税は飽くまで事業者の事務負担の軽減を目的とする例外規定である。原告は、平成18年以降、10年以上にわたり本則課税により申告しており、その間、事務負担の軽減という恩恵を受けていないから、簡易課税届出書を提出していない事業者として扱われるべきである。
- 2 原告は、本件不適用届出書を提出期限までに提出していないものの、本件確定申告後、税務署の指摘を受けて、速やかに本件不適用届出書を提出したものである。

この点、被告は、原告が、本件において不適用承認申請書を提出しておらず、税務署長の承認を受けていないことを指摘する。

しかしながら、原告は、本件審査請求において提出した反論書（令和2年10月14日付け）の中で、「本件処分の取消しが認められない場合、本件不適用届出書の日付を直して再提出するので、提出期限までに新宿税務署長に提出したものとみなして受理することを求める」旨

記載していたが、担当官との面談を受けてかかる記載を削除した経緯がある。そこで、原告が簡易課税につき所定の不適用手続を経ていないことにより本則課税を受けることができないのであれば、今からでも日付を訂正した不適用届出書及び不適用承認申請書を提出したい。

- 3 原告が本件不適用届出書を提出期限までに提出しなかったことについては、以下の事情により、やむを得ない事情があるというべきである。

すなわち、本件課税期間までに、原告が本件簡易課税届出書を提出してから30年近く経過していた上、原告が簡易課税を適用して消費税等の申告をした最後の期（平成17年1月課税期間）からも10年以上経過している。

簡易課税が適用される課税売上高は、当初は5億円以下であったが、数次の改正を経て2億円以下とされていた時期があるほか、現在は5000万円以下になっている。原告においては、平成10年以降、課税売上高が5億円や2億円を超えた期はなく、また、収益の多くを担っていた本社ビルの解体及び新築工事という特殊要因があった平成29年1月課税期間（本件基準期間）から平成30年3月課税期間（本件課税期間）までの間を除き、課税売上高が5000万円を下回る期もなかった。そうすると、仮に、簡易課税が適用される課税売上高が5億円以下又は2億円以下で据え置かれていれば、原告は一貫して簡易課税を適用して申告していたであろうし、逆に、平成元年当初から5000万円以下と定められていれば原告が簡易課税届出書を出すこともなかったから、本件のような紛争は生じなかった。

原告においては、平成20年頃に経理責任者が前任者から現在の原告代表者に交代したが、その時点で、平成17年1月課税期間の後、一般事業者として本則課税により消費税等の申告をするようになってから4期目となっており、この間、課税売上高が5000万円を下回った課税期間はなかった。こうした状況からすれば、上記前任者が、その後も原告の課税売上高が5000万円を下回るとは考えず、簡易課税に関する事務引継を行わず、不適用届出書を提出しなかったことはやむを得ないことである。そして、かかる引継を受けなかった原告代表者が、その後も数年間にわたり本則課税により申告し続けてきた結果、原告が簡易課税届出書を提出していることに気付かなかったことも同様にやむを得ない。

- 4 そもそも、国は、簡易課税について、適用基準となる課税売上高の引き下げやみなし仕入率の変更等の法改正を数次にわたって行ってきたのであるから、簡易課税の適用を受けることをやめるための手続についても、事業者が不注意で不適用届出書の提出を忘れて不利益を被ることがないように見直しがされてしかるべきであった。国は、国税当局に不利な租税法規については速やかに改正するのに、国民にとって不利な租税法規については放置する傾向があり、簡易課税制度についても、税の公平性の観点から重大な問題がある。この点、平成15年度税制改正の際には、簡易課税制度を原則として廃止すべきであるとする答申が出ていたにもかかわらず、抜本的な改正がされることなく今日に至っているのである。

被告は、簡易課税届出書を一度提出した以上、不適用届出書を提出しない限り、簡易課税届出書の効力が継続する旨主張するが、国税の徴収権や犯罪についても時効があることからすれば、簡易課税届出書に時効がないというのは異常である。

- 5 原告が提出期限までに本件不適用届出書を提出しなかったことを理由に、本社ビルの建て替えによる一時的な売上の激減という極めて特殊な要因を切り取り、わざわざ簡易課税に係る規定を適用して、原告の資本金の2倍を超える高額な還付を妨げる本件各処分は、税の公平性の観点から絶対にあってはならない。

6 以上によれば、本件課税期間の消費税等の計算について簡易課税を適用した本件更正処分は違法であり、これに伴ってされた本件賦課決定処分も違法となる。

以上

別表1 本件課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区 分	年 月 日	課税標準額	消費税額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	納付すべき 譲渡割額	過少申告 加算税の額	
確 定 申 告	法定申告期限内	18,581,000	1,170,603	21,352,149	△ 20,181,546	△ 5,445,814	-	
更 正 処 分 等	令和2年3月27日	18,879,000	1,189,377	508,129	681,200	183,800	3,948,500	
審 査 請 求	令和2年6月11日	18,879,000	1,189,377	21,352,149	△ 20,162,772	△ 5,440,748	-	
裁 決	令和3年1月18日	棄却						

(注) 「納付すべき消費税額」欄及び「納付すべき譲渡割額」欄の△印は、還付金の額に相当する税額を示す。

別表2 本件課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額
(単位：円)

区分		順号	金額	
消 費 税	課税標準額	①	18,879,000	
	課税標準額に対する消費税額	②	1,189,377	
	控除過大調整税額	③	0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表3②欄の金額)	④	508,129
		返還等対価に係る税額	⑤	0
		貸倒れに係る税額	⑥	0
		控除税額小計(④+⑤+⑥)	⑦	508,129
	控除不足還付税額(⑦-②-③)	⑧	0	
	差引税額(②+③-⑦)	⑨	681,248	
	合計差引税額 (⑨-⑧, 100円未満の端数切捨て)	⑩	681,200	
	既に納付の確定した本税額	⑪	△ 20,181,546	
	差引納付すべき消費税額 (⑩-⑪)	⑫	20,862,700	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足 還付税額(⑧)	⑬	0
		差引税額(⑨)	⑭	681,200
	合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑭-⑬, 100円未満切捨て)	⑮	681,200	
	譲渡 割額	還付額 (⑬×17/63)	⑯	0
		納付額 (⑭×17/63)	⑰	183,816
	合計差引譲渡割額 (⑰-⑯, 100円未満の端数切捨て)	⑱	183,800	
既に納付の確定した譲渡割額	⑲	△ 5,445,814		
差引納付すべき譲渡割額 (⑱-⑲)	⑳	5,629,600		
差引納付すべき消費税等の合計額(⑫+⑳)		㉑	26,492,300	

別表3 本件課税期間に係る控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項 目		順号	金 額			
課税標準額に対する消費税額(別表2の②の金額)		①	1,189,377			
貸倒回収に係る消費税額(別表2の⑥の金額)		②	0			
対価の返還に係る消費税額(別表2の⑤の金額)		③	0			
控除対象仕入れ税額計算の基礎となる消費税額 (①+②-③)		④	1,189,377			
1種類の事業の事業者の場合 (④×みなし仕入率)		⑤	-			
課税売上高に係る消費税の計算	区 分	事業区分別の課税売上高(税抜き)	左の課税売上高に係る消費税額			
	事業区分別の合計額	⑥	18,879,960	売上割合 ⑬	1,189,437	
	第一種事業(卸売業)	⑦		⑭		
	第二種事業(小売業)	⑧		⑮		
	第三種事業 (農業・林業・漁業・鉱業・建設業・製造業・ 電気業・ガス業・熱供給業及び水道業)	⑨	1,712,230	9.0%	⑯	107,870
	第四種事業	⑩			⑰	
	第五種事業 (運輸通信業・金融業及び保険業・サービス業 (飲食店業に該当するものは除く。))	⑪	3,333	0.0%	⑱	209
	第六種事業(不動産業)	⑫	17,164,397	90.9%	⑲	1,081,357
控除対象仕入税額の計算区分			算 出 額			
【原則課税を適用する場合】 ④×みなし仕入率 [(⑭×90%+⑮×80%+⑯×70%+⑰×60%+⑱×50%+⑲×40%)/⑬]			⑳	508,129		
特例計算を適用する場合	1種類の事業で75%以上 (④×みなし仕入率(40%))			㉑	475,750	
	2種類の事業で 75%以上	⑨+⑫/⑥≥75%	④×[(⑯×70%+(⑰-⑯×40%)]/⑬	㉒	508,109	
		⑩+⑫/⑥≥75%	④×[(⑱×50%+(⑲-⑱×40%)]/⑬	㉓	475,770	
控除対象仕入税額 (選択可能な計算方法による㉑～㉓の内から選択した金額)			㉔	508,129		